

佐伯市は、環境の美化を推進するため佐伯市環境美化条例を制定し、毎年5月30日を「環境美化の日」と定めています。美しい自然や快適な生活環境を保つためには、ひとりひとりが身近な日常生活の中で環境美化について考えて取り組み始めることが大切です。清潔で美しいまちづくりにご協力ください。

平成17年度所得制限限度額(表1)

扶養親族などの数	被用者年金に加入していない人 (国民年金加入者など)	被用者年金に加入している人 (厚生年金加入者など)
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

支給額(月額)

- 第1子 …… 5,000円
- 第2子 …… 5,000円
- 第3子以降 …… 10,000円

児童手当は、小学校3年生修了前の児童を養育している人に支給されます。ただし、所得が限度額以上の場合には支給されません(表1)。
6月から、審査の対象となる所得は「平成16年分」となります。前年度、所得制限を越えたために支給できなかった人も受給できる場合があります。新たに支給対象となる人は、5月31日(火)までに申請をしてください(公務員は勤務先で手続きをしてください)。
なお、現在、児童手当を受給している人には、6月上旬に現況届の申請書類を郵送

します。書類が届きましたら、申請をしてください。
◆支給時期
毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月までの分が支給されます。
◆申請窓口・問い合わせ
子育て支援課児童家庭係(市役所本庁舎1階13番窓口、☎23972)または各振興局福祉保健室※本匠は市民生活室に申請してください。

児童手当の申請はお済みですか?

行政相談

国・県・市などの仕事に対する意見・苦情・要望をお受けします。

●弥生地域
とき:5月24日(火)9時~12時
ところ:弥生振興局2階第2会議室
相談担当:岩崎由記さん

《問い合わせ》
弥生振興局企画室
(☎46-1111)

●直川地域
とき:5月24日(火)10時~15時
ところ:直川振興局1階第1応接室
相談担当:小原義弘さん

《問い合わせ》
直川振興局企画室
(☎58-2111)

●佐伯地域
とき:6月3日(金)10時~15時
ところ:市役所第3庁舎3階301会議室
相談担当:富久昇さん、内田智子さん

《問い合わせ》
秘書広聴課市民の窓係
(☎22-3399)

障害児巡回教育相談

大分県教育委員会は、障害のあるお子さんについての教育相談を実施します。お気軽に相談にお越しください。
と き:7月13日(水)10時30分~15時
ところ:佐伯教育事務所(佐伯総合庁舎4階、長島町1丁目2番1号、☎23011)

◆相談内容:障害のある幼児の指導や接し方、保育・教育に関すること
◆相談員:医師、大学教授、児童相談所相談員、特別支援教育関係者等

人権相談所を開設します

6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせて、「全国一斉特設人権相談所」を開設しま

◆対象者:平成18年度就学予定の、障害のある幼児の保護者または関係者(保育士・教員等)
◆申込期限:6月7日(火)
※相談は無料で、個別に実施されます。また、相談内容については、秘密を厳守します。時間等については、担当者が別途連絡します。
《申し込み・問い合わせ》
教育委員会学校教育課(☎24064)

◆と き
6月1日(水)10時~15時
◆と ころ
佐伯地区:大分地方事務局佐伯支局2階会議室/上浦地区:上浦地区公民館/弥生地区:弥生保健センター/本匠地区:本匠地区公民館/宇目地区:宇目保健センター/直川地区:直川地区公民館/鶴見地区:鶴見地区公民館/米水津地区:米水津地区公民館/蒲江地区:蒲江地区公民館

《問い合わせ》
佐伯人権擁護委員協議会・大分地方事務局佐伯支局(☎240772)